

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第5号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																								
<p>(へき地手当の月額)</p> <p>第3条 へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に別表第1の級別区分欄に掲げる学校及び共同調理場の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>小学校</p> <table border="1"><thead><tr><th>所管教育事務所</th><th>学校</th><th>所在地</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">宮古教育 育務所</td><td>釜津田小学校</td><td>下閉伊郡岩泉町釜津田</td><td>3級</td></tr><tr><td>重茂小学校</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>共同調理場</p> <table border="1"><thead><tr><th>所管教育事務所</th><th>共同調理場</th><th>所在地</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">宮古教育 事務所</td><td>宮古市立学校重茂給食センター</td><td>宮古市重茂</td><td>2級</td></tr><tr><td>田野畑村立学校給食センター</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>別表第2（第2条関係）</p>	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	[略]				宮古教育 育務所	釜津田小学校	下閉伊郡岩泉町釜津田	3級	重茂小学校	[略]		[略]			[略]				所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分	[略]				宮古教育 事務所	宮古市立学校重茂給食センター	宮古市重茂	2級	田野畑村立学校給食センター	[略]		[略]			[略]				<p>(へき地手当の月額)</p> <p>第3条 へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額（<u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員にあっては、給料の月額。以下同じ。</u>）に別表第1の級別区分欄に掲げる学校及び共同調理場の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <p>小学校</p> <table border="1"><thead><tr><th>所管教育事務所</th><th>学校</th><th>所在地</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">宮古教育 事務所</td><td>重茂小学校</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>共同調理場</p> <table border="1"><thead><tr><th>所管教育事務所</th><th>共同調理場</th><th>所在地</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">宮古教育 事務所</td><td>田野畑村立学校給食センター</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>別表第2（第2条関係）</p>	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	[略]				宮古教育 事務所	重茂小学校	[略]		[略]			[略]			[略]				所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分	[略]				宮古教育 事務所	田野畑村立学校給食センター	[略]		[略]			[略]			[略]			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分																																																																																						
[略]																																																																																									
宮古教育 育務所	釜津田小学校	下閉伊郡岩泉町釜津田	3級																																																																																						
	重茂小学校	[略]																																																																																							
	[略]																																																																																								
[略]																																																																																									
所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分																																																																																						
[略]																																																																																									
宮古教育 事務所	宮古市立学校重茂給食センター	宮古市重茂	2級																																																																																						
	田野畑村立学校給食センター	[略]																																																																																							
	[略]																																																																																								
[略]																																																																																									
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分																																																																																						
[略]																																																																																									
宮古教育 事務所	重茂小学校	[略]																																																																																							
	[略]																																																																																								
	[略]																																																																																								
[略]																																																																																									
所管教育事務所	共同調理場	所在地	級別区分																																																																																						
[略]																																																																																									
宮古教育 事務所	田野畑村立学校給食センター	[略]																																																																																							
	[略]																																																																																								
	[略]																																																																																								
[略]																																																																																									

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
県北教育事務所	[略]	[略]
	晴山小学校	[略]
	戸田小学校	九戸郡九戸村大字戸田
	鳥海小学校	二戸郡一戸町中里

[略]

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
県北教育事務所	[略]	[略]
	晴山小学校	[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、この規則による改正後のへき地手当等に関する規則の規定を適用する。